

## 公益社団法人全国市有物件災害共済会監査補助員に関する事項を定める規程

平成24年11月2日制定

平成26年5月16日一部改正

平成30年5月21日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会監事監査規程（以下「監事監査規程」という。）第22条第2項本文に定める監査補助員に関する事項及びその事務執行等について定めるものとする。

(監査補助員の職務)

第2条 監査補助員は、監事の命を受けて監事の監査業務の補助に関する事務を行う。

(監査補助員の該当者)

第3条 監査補助員は、総務部で監事事務を担当する職員（公益社団法人全国市有物件災害共済会事務局設置規程第3条第1項に規定する職員をいう。）が当たるものとする。

2 前項の監査補助員は、1名以上とする。

(監査補助員の事務内容)

第4条 監査補助員は以下の各号に定める事務を行う。

(1) 監事監査規程第2章（監査の実施）の実施にあたって必要な、監査計画案の作成、又は監査に係る調査、閲覧、立会、報告の聴取の補助、監査の日程調整、諸会議出席の調整、関係部署との調整等に関する事。

(2) 監事監査規程第3章（監事の意見陳述等）の実施にあたって必要な各種業務の補助及び日程調整、諸会議出席の調整、関係部署との調整等に関する事。

(3) 監事監査規程第4章（監査の報告）の実施にあたって必要な各種資料の監事への提供、及び監査報告作成のための補助等に関する事。

(4) 第1号から第3号までの他、監事が特別に調査を依頼した事項などの調査等に関する事。

(5) 監事会の事務局に関する事。

2 監査補助員が、前項各号の事務を行うにあたっては、理事又は本会の職員（公益社団法人全国市有物件災害共済会職員就業規則第2条（ただし書に掲げるものを含む。）及び公益社団法人全国市有物件災害共済会嘱託職員就業規則第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）は、これに協力しなければならない。

(監査補助員の独立)

第5条 監査補助員は、前条に定める事務を執行する範囲において、監事の指揮命令に従い、代表理事以下所属する上長等の指揮命令を受けない。

(監事の同意権)

第6条 監査補助員の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する事項を決定する場合には、監事の同意を得なければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、監事全員の合意によって行い、代表理事（代表理事の任務分担の後は、理事長）に報告する。

(細則)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、監事全員の合意により定め、代表理事（代表理事の任務分担の後は、理事長）に報告する。

附 則

この規程は、制定の日から施行し、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から適用する。（設立の登記の日平成24年11月1日）

附 則

この規程は、平成26年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月21日から施行する。